



栃木県公報

平成25年
3月12日(火)
第2461号

目 次

	規 則	
○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部改正		221
	告 示	
○予定保安林		221
	公 告	
○都市計画の変更の案の縦覧等		223
	調達等公告	
○入札公告		223

規 則

栃木県規則第六号

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月十二日

栃木県知事 福田 富一

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則（昭和五十六年栃木県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

臨床検査技師等に関する法律施行細則

第一条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（）」を「臨床検査技師等に関する法律（）」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床検査技師等に関する法律施行令」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第一号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（医事厚生課）

告 示

栃木県告示第111号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3月12日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田原市北野上字愛吉入3603-3、3603-6、3603-8
- 2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市赤瀬字北向29-3 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北向29-3 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町矢又字北沢3320-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

IV

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市草久字ヘラ3998-1、4000-1、4001から4003まで、字下モヘラ4004から4009まで、4010-1、4011

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヘラ4000-1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

公 告

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年3月12日

栃木県知事 福田 富一

1 都市計画の種類及び名称

矢板都市計画道路3・3・2号鶴ヶ池通り、3・3・5号宇都宮陸羽線及び3・4・8号片岡西通り

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

矢板市石関、乙畑、片岡及び越畑の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県矢板土木事務所企画調査部企画調査課及び矢板市都市建設課

4 縦覧期間

平成25年3月12日から同月26日まで

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年3月12日

とちぎリハビリテーションセンター 所長 川 田 英 樹

I

1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 とちぎリハビリテーションセンター一般廃棄物収集運搬及び処分業務

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除

されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 履行場所 とちぎりハビリテーションセンター

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、「資源回収、一般廃棄物処理」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成25年3月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、宇都宮市の一般廃棄物の収集運搬に関する許可等を受けていること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1

とちぎりハビリテーションセンター管理部財務課 電話028-623-6112

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年3月26日午前10時 とちぎりハビリテーションセンター3階大会議室

(3) その他

ア 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成25年3月12日から同月25日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

イ 入札方法 1の(1)の件名で単価で入札する。

ウ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 入札の変更等 平成25年度栃木県一般会計予算及び平成25年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(2)の入札の日時まで、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

II

1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 とちぎりハビリテーションセンター感染性廃棄物収集運搬及び処分業務

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 履行場所 とちぎりハビリテーションセンター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、「資源回収、産業廃棄物処理」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年3月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく感染性産業廃棄物の収集運搬に関する許可を受けていること。
- (5) 処分施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく感染性産業廃棄物の処分施設の設置許可及び処分業の許可を受けていること。ただし、収集運搬業者が処分施設を有していない場合については、取引先の処分施設が当該許可を受けており、(1)から(3)までの資格を有していること。

なお、入札書の提出は、収集運搬業者が行うこと。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1
とちぎりハビリテーションセンター管理部財務課 電話028-623-6112
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年3月26日午前10時30分 とちぎりハビリテーションセンター3階大会議室
- (3) その他
 - ア 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成25年3月12日から同月25日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。
 - イ 入札方法 1の(1)の件名で1kg当たりの単価で入札する。
 - ウ 入札書の記載方法等
 - (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (イ) 落札を決定したときに落札者が処分業の許可を持っていない場合は、入札書に記載された単価により落札者及び処分業者とそれぞれ契約を締結するので、入札書には収集運搬単価と処分単価の内訳を記入すること。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
 - ア 入札の変更等 平成25年度栃木県一般会計予算及び平成25年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
 - イ 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、平成25年3月25日午後5時までに、2の(4)及び(5)（処分業の許可を持っていない者は、処分業者が処理を引き受けることを誓約した誓約書を含む。）に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。
 - ウ その他 詳細は、入札説明書による。

Ⅲ

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 とちぎりハビリテーションセンター検査（外注）業務
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成25年5月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 とちぎりハビリテーションセンター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、「その他のサービス、検査、分析」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年3月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3に規定する登録を受けている者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1
とちぎりハビリテーションセンター管理部財務課 電話028-623-6112
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年3月26日午後1時30分 とちぎりハビリテーションセンター3階大会議室
- (3) その他

ア 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成25年3月12日から同月25日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

イ 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札する。

ウ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他

ア 入札の変更等 平成25年度栃木県一般会計予算及び平成25年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(2)の入札の日時までに2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

Ⅳ

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 とちぎりハビリテーションセンターこども療育センター介護業務
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。

- (3) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
(4) 履行場所 とちぎりハビリテーションセンター こども療育センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、「その他のサービス」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
(3) 平成25年3月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
(4) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき栃木県知事が指定した指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき栃木県知事が指定した指定障害福祉サービス事業者であって、栃木県内に事業所を設けていること。
(5) 栃木県内において、夜間時における訪問介護や居宅介護等の介護サービス事業を1年以上履行した実績を有すること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1
とちぎりハビリテーションセンター入所療育課 電話028-623-6138
(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年3月26日午前11時30分 とちぎりハビリテーションセンター
3階大会議室

(3) その他

ア 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成25年3月12日から同月25日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

イ 入札方法 1の(1)の件名で単価で入札に付する。

ウ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12条)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 入札の変更等 平成25年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ 配置予定業務責任者等の確認 落札者決定後、業務責任者及び業務従事者の配置予定について不適切な事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。

エ その他 詳細は、入札説明書による。

(障害福祉課)